

いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの児童にも起こり得るものであり、いじめに無関係な児童はいない。」という基本認識で、全教職員が一丸となり、「未然防止」「早期発見」を重視していじめの根絶を目指す。そして、「いじめのない、明るく楽しい田野小学校」で、子どもたちが生き生きと学校生活を送ることができるよう、本基本方針を策定した。

1 いじめ問題に関する本校の基本認識

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

上記の考え方を基に、次のポイントで、いじめ防止へ向けた取組を押し進める。

- (1) 児童の規範意識と自尊感情を高め、学校全体でいじめをしない・許さない環境を構築する。
- (2) 早期発見に努め、発覚後は、いじめを受けた児童の側に立った対応を最優先する。
- (3) 校長の指示の下、保護者や関係諸機関と連携しながら、解決後も含めた最善の対処を継続する。
- (4) いじめ問題への様々な研修を校内外で積極的に取り組み、日頃の見守り活動等に活かす。
- (5) 日頃より、児童に寄り添うとともに、保護者とも相談しやすい環境づくりに努める。

2 未然防止のために

- (1) 学級経営の充実へ、様々な「心の居場所づくり」の取組をし、互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進める。… 「みんなで遊ぼう」（随時）
- (2) 人権・同和教育の充実では、人の痛みを思いやることができるよう、日頃より生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。
… 「心の花」紹介（人権図書委員会が放送や掲示で紹介）
- (3) 道徳教育の充実では、心根が揺さぶられる教材や資料を十分検討して扱い、人としての「心遣い」や「優しさ」などに触れる機会を設定する。… 参観日で公開授業（年1回）
- (4) 体験活動の充実では、異学年交流の積極的な導入で、集団体験を通して「自己有用感」を獲得することで、いじめに向かわない集団を目指す。
… 縦割り班での清掃活動（毎日）、元気アップ（毎月）
- (5) 児童の主体的な活動の場・児童会活動では、全ての児童が活躍できる場の設定に努め、児童相互の「絆づくり」を支援していく。… 委員会活動（毎月第1火曜）、係・当番活動
- (6) 分かる授業づくりでは、学習活動によるストレス（ストレスをもたらす要因）を減少させ、いじめの背景を断つ環境づくりに努める。… 授業研究会、他に公開授業を適宜
- (7) 特別活動の充実では、一人一人の自発的な思いや願いを大切に、協力して互いのよさを認め合い、自己の生活改善等に活かす支援を進める。
… エンカウンター、アサーション・トレーニング、ピア・サポート
- (8) 相談体制の整備では、学級担任のみならず全教職員で児童に寄り添う指導・支援に努め、折に触れ校外の相談機関の紹介に心掛ける。… 保健室からの声掛けなど
- (9) パソコンや携帯電話・スマートフォンに関する情報モラルについての指導は、家庭や地域・関係諸機関にも協力を依頼しながら進める。… 携帯スマホ教室の開催（保護者参観も兼ねる）・各種リーフレットの配付・説明、手紙回しNG指導
- (10) 集団生活の中には、全ての仲間が大小様々な困り感を抱えていることを、互いに理解し、協力していく環境づくりに努める。… 特別支援学級との交流、他
- (11) 様々な事例研修をはじめとする校内研修を充実させ、多岐に渡るいじめ問題に全教職員が共通認識のもとで対処できる体制を構築する。… 職員会議・校内研修（毎週水曜）、校外研修会参加
- (12) 様々な機会を捉えて、保護者へのいじめ問題に関する啓発活動を進めるとともに、気軽に相談できる環境づくりに努める。… クローバープロジェクト
- (13) 保・幼・小・中学校との連携で、取組状況の情報交換や取組事項の共有化を図り、児童や保護者の安心できる体制を整備していく。… 中学校区保幼小中連絡協議会

3 いじめの早期発見について

- (1) 次のような状況をいじめの特徴としてとらえ、小さな根から対応していく。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- (2) いじめの疑いがあれば、どんな小さな情報でも報告・連絡・相談で情報交換と情報共有を密にし、大勢の目で当該児童やその周辺を見守る体制をとる。
- (3) 様子がおかしいと感じる児童には、日記や相談活動などで積極的に働き掛け、安心感を持たせるとともに、保護者とも連携して状況の観察を重ね、悩み等の早期除去を目指す。
- (4) 毎月、月末の「学校生活アンケート」を実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめに繋がる前兆に配慮した指導・支援をする。そのため、アンケートの実施が形骸化しないよう工夫を施す。
- (5) 休み時間や始業前後の教室や保健室、校庭などで、全教職員が学級担任に任せることなく児童への声掛けに努め、気になる児童へは相談しやすい場所を提供するとともに、相談しやすい教職員で対応する。
- (6) 様子のおかしい児童に関して、保護者に丁寧な状況の説明をしながら、校外活動を含める家庭での状況を共有し、協力しながら児童の安心感を持たせる。
- (7) 日頃より、地域の民生児童委員や健全育成協議会、児童クラブなどと積極的に情報交換をし、気に掛かる児童に対する学校内外での安心・安全な生活環境を確保する。
- (8) 保護者と協力して、児童の情報機器(携帯電話やパソコン等)利用状況の把握に努め、必要に応じて当該児童や関係児童に具体的な情報モラル等の指導・支援をする。

4 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめ問題を発見したとき、学校は校長の指示の下で全教職員が一致団結して問題の解決にあたり、解決後も継続した見守り活動にあたる。その際、次のことに留意する。
 - ア 徹底した情報収集と事実確認
 - イ 「校内いじめ対策委員会」を中心とした全教職員での対応協議や役割分担
 - ウ 被害児童の保護を最優先とした対応と、保護者への丁寧な説明・協力要請
 - エ 傍観的児童を含む加害児童への毅然とした指導と保護者への丁寧な説明・連携した指導要請
 - オ 教育委員会へ、迅速な報告・連絡・相談
 - カ 緊急避難等の安全措置、懲戒、出席停止、犯罪行為の事案等に対する、関係機関との的確な連携
 - キ 生命や身体の重大被害の恐れ等に対する、関係機関との的確な連携

5 いじめ防止等の対策のための組織について

- (1) 校内に、「いじめ対策委員会」を設置する。
- (2) 本委員会は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援教育コーディネーター・養護教諭・当該学級担任で構成し、定期的な開催及び必要に応じた開催を重ねる。
- (3) 本委員会では、次の活動に取り組む。
 - ア いじめの未然防止に向けた各種取組の推進や進捗状況の確認
 - イ 早期発見・早期対応に関する各種取組の協議・検討や取組状況の確認
 - ウ いじめ問題全般に渡る指導体制や支援体制の確立
 - エ いじめ問題発覚後の対応協議と方針の決定、関係機関との連携の確認
 - オ 年間を見通したいじめの防止指導計画の整備と見直し
 - カ 取組評価アンケート等の実施による取組方法や取組内容の検証・考察

6 重大事態への対処について

- (1) 重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき(自殺を企画、身体に重大な障害を負う、金品に重大な被害を負う、精神性の疾患を発症など)」及び、「いじめにより相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」のことをいう。(いじめ防止対策推進法第28条より)
- (2) 重大事態が生じた疑いがあると認められた場合、直ちに調査を開始するとともに、西条市教育委員会に報告し、「いじめ対策特別委員会」を設置して対処する。
 - ア 構成員には、いじめ対策委員会のメンバーに、PTA会長・関係機関代表者(駐在所長・主任児童委員等、校長が事態に応じて指名・委嘱)を加える。
 - イ 被害児童の安全を最優先した各種対応の協議と決定、校外各方面への対応確認
 - ウ 教育委員会への報告、保護者への方針内容の提供、関係機関への報告と協力要請
 - エ 生徒指導主事を中心とする調査による明確な事実関係の把握
 - オ 被害児童保護者への丁寧な情報提供、教育委員会への報告、校外各方面への情報提供と対応
 - カ 調査結果を踏まえた再発防止を含む事後措置の検討と進捗状況の確認

7 その他

今後も、適宜いじめ問題に関連する資料の収集と整理、活用を行う。また、学校評価において、自己評価を行うとともに、結果と考察等を保護者や地域、関係機関へも情報公開していく。